

令和5年第8回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年8月25日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時05分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 主事補：月岡 颯空 経済観光課主査：吉田 拓二							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	欠
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	欠
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>ただいまから、令和5年第8回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第2 第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、7番 関根委員、8番 木村委員をお願いいたします。 書記は、事務局の月岡君を指名いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書5ページの位置図、6ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、草が生い茂っており耕作している様子はありませんが、違反等は確認できませんでした。 申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしま</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>した。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇市に本店を構える法人で、週末の趣味や息抜きの場を提供することを目的に、貸農園付きの日帰りキャンプ・バーベキュー場を整備する計画での申請となります。詳しくは7ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されています。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番の担当は私ですので補足させていただきます。申請地は私の家からも近くなのですが、土地を相続した息子さんは〇〇市に住んでいて、以前は年に数回は帰省して手入れをしていたのですが、最近では帰ってきていないようで畑も草が生えている状況です。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤委員	<p>譲受人は〇〇市に本店があるようですが、他にもこういう事業をやっているのですか。</p>
	事務局長	<p>申請書類には他でやっているという記載はありません。おそらく初めて手掛けるものだと思います。</p>
	木村委員	<p>申請書類に定款があると思いますが、どのような事業を手掛けているのでしょうか。</p>
	事務局長	<p>ガラス・鋼製建具・鋼材の加工販売や、住宅等の補修・メンテナンス、ほかにも太陽光発電や、園芸用堆肥の製造販売なども行っているようです。</p>
	木村委員	<p>遊戯施設の営業などは無いようですが、申請を受けた根拠などを教えてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局長	<p>代理人が入っておりますが、当初は貸農園をメインにキャンプやバーベキュースペースも用意したいということで相談がありましたが、町や県と協議をする中で正式に貸農園として認可するのは難しいということになり、キャンプ等をメインとした転用計画での申請ならば、ということで調整がされています。</p>
	松原委員	<p>今はグランピングでこういうのは人気があるようですが、近隣に騒音とかの迷惑が掛からないのかも心配です。この辺への対処もどうするのか不明ですがどうなりますか。</p>
	事務局長	<p>受付対応する方はいる計画で、苦情等についてはしっかり対応すると伺っています。 また、キャンプに関しては日帰りのみで宿泊できない計画となっています。貸農園は8区画を貸し出す計画ですので、利用者もある程度決まった方のみになるのではないかと思います。</p>
	木村委員	<p>私の認識では、定款を変更してから申請だと思うのですが、議事録の添付はありませんか。</p>
	事務局長	<p>議事録は添付されておりません。</p>
	松本委員	<p>本気度というか、2万円で貸して採算はどうかというのか、事業として成立するのか。こんな簡単な計画で転用できては私も自分の土地で申請したくなります。地域の活性化には良いと思いますが、もう少し具体的な計画を示してほしいですね。</p>
	議 長	<p>意見をまとめられる状況でなさそうですので、保留として追加資料を求める方向でいかがですか。</p>
	関根委員	<p>良いと思います。ホームメンテナンスの会社ですし、悪く言えばコンテナハウスなど資材置場にされ</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>坂本委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>てしまう感じもします。内容も大雑把ですので。</p> <p>皆さんいかがでしょうか。</p> <p>業者に確認する際は貸農園としてやるのか、レジャー施設なのかもはっきりさせてください。</p> <p>ではお諮りします。この案件について保留としてよろしいですか。 〔「はい」の声多数〕</p> <p>それでは、1番は保留といたします。 続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきまは、議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、山際の部分は竹が生え遊休化しておりますが、竹が生えていない部分については定期的に除草されている様子で、違反等は確認できませんでした。 申請地は集落と山林の間に位置する生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件でも周辺に代替できる土地は無いものと思われます。 譲受人は土木建築や造園資材の製造・販売を行う法人で、既存の資材置場では大口顧客向けに大量に製造した資材の保管スペースを確保できないことから、申請地を大口の顧客からの注文に対応するための新たな資材置場として使用する計画での申請となります。詳しくは10ページの土地利用計画図をご確認ください。 なお、転用に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上となります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	長谷川委員	説明のとおり、たまに除草しているようですが、今は草ぼうぼうの状態です。受人は2年程前にも申請地の隣の土地を転用していますが、今は何も置かれてなく草が生えています。土地は単管パイプで囲われていますが、資材は何も置いていない。そういう状況です。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	木村委員	長谷川委員の話のとおり、前回転用した県道沿いが使われていないのは問題だと思います。
	長谷川委員	10ページの図面を見てもらうと分かるのですが、道路が途中まであるのですね。図面では残すようになっていますが、一体利用されてしまうことも考えられますが、この辺をどう対応するか。 また、県道からの入り口のところはバス停になっているので、大型車の出入りはどうするか。 それから、この申請地の辺りには渡瀬に行く水道管があったと思うのですが、この辺の処置についてもどうするか。委員会で意見を付けられるのかも協議できれば。
	事務局長	木村委員のご質問ですが、以前許可が出ている県道沿いの土地については、しっかり転用され使っておりました。今回の現地調査のときは使われてなく草が生えていましたが、ここは狭いので奥の土地を転用して資材を置くようにして、ここは主に積込や車の回転所とする計画となっています。 長谷川委員ご質問の「途中までの道路」については使わない計画ですが、使うようであれば建設課に払い下げの協議をするよう伝えます。あと、水道管についてですが、水道課に確認したところ、重量物を置いて問題が出るようであれば、水道課のほうで業者と調整するということでした。

会議事項	発言者	顛末
	木村委員	一旦資材を置いて地目を変えてしまえば農業委員会からは離れてしまうので。長期間置いてあるとか活用している様子がないので確認しました。
	佐藤委員	事務局の高橋さんが今日は欠席していますが、この件について県とどう調整しているか事務局長は分かりますか。
	事務局長	具体的な内容までは分かりませんが、許可が出ている県道沿いのところは県道の拡幅で削られるということ聞いています。
	議 長	現実問題である入口では大型は入れないと思うので、どうするかですね。
	佐藤委員	途中までの道は町道になっているのですか。
	事務局長	町道です。
	長谷川委員	[一同が各個に発言し議論] この道路は、今回開発するのであればしっかり対応しておいた方が良いでしょう。
	議 長	いかがでしょうか。入口の問題や道路のことなど意見はあると思いますが、良い案がある方はお願いします。
	長谷川委員	入口のことは県道との絡みもあると思いますが、県道の拡幅工事にあわせて調整されると思います。
	松原委員	町道は払い下げですか。

会議事項	発言者	顛末
	事務局長	町道は使わない計画です。
	木村委員	<p>私が一番問題だと思うのは、許可した土地が活用されていないにも関わらず新たな申請を受理したのが問題だと思うのです。面積が足りないなら最初からこの計画を出すべきです。</p> <p>町道の細い道については関係する筆が多いので払い下げは難しいと思いますが、この辺も活用するならば計画書に入れてもらうのが当然です。</p>
	事務局長	道については計画エリアに入っていないので使わない計画です。県道から前に許可された土地を通過して申請地へ進む計画となっています。
	木村委員	当然そうですね。手続きしないで道路を使えば違法です。
	事務局長	建設課の話しでは境界立会いの際は立ち会うということですし、計画図にも道路は入っていません。申し上げましたとおり、県道から出入りして、町道は避けて資材を置く計画です。
	関根委員	地元の長谷川委員に伺いたいのですが、実際どうなのですか。私は現地がどんな状態か分からないのですが、許可して大丈夫なのですか。
	長谷川委員	個人的には許可してもらいたい気持ちはありますが、町道の問題は、道路が繋がっているなら問題ですが繋がっていない現状で、周辺の畑も耕作されてなく、すぐ横が山林なので耕作できる状況にもないので、本来は道路を付け替えてもらうのが良いとは思いますが、実際問題やむを得ないかなと思っています。

会議事項	発言者	顛末
	関根委員	<p>いろいろ矛盾点がある気がするので、事務局と委員でもう一度よく調整してはいかがでしょうか。</p>
	坂本委員	<p>話としては、前に転用したところの一部を進入路にする訳ですよ。そして、その筆は県道の拡幅にあわせてセットバックするのは業者も同意しているのですよね。で、今回の申請地との間の町道は使わず、手を付けずに敷地を拡げて、全体的に利用する計画という訳ですよ。そうすれば利用価値も上がって使いやすいと。</p> <p>私はこの会社の規模がどの程度なのか良く知りませんが、その辺の説明もなく必要性がよく分からなかったのですが、その辺が分ければありがたいのですが。</p>
	事務局長	<p>事業所は〇〇から国道を下ってきたところに大きな敷地を持っていて、砂利玉などの製品を製造販売しているのですが、そちらの敷地だけでは手狭であるため、申請地にも販売用の製品をストックするというものです。</p>
	坂本委員	<p>ようするに、前に転用した土地だけでは狭すぎるので、さらに広げて資材をストックするということですよ。県道の拡幅にも協力すると。繋がっていない町道もそのまま維持するということですし、周辺の状況をみても問題ないのかなと思います。</p>
	木村委員	<p>最初からこの計画を出したなら問題にしないのですが、最初に狭いのは承知で転用しておいて、使っていないのに今回さらに転用するのが問題だと思って拘っているの、それなりの理由書をつけてもらえば良い。少なくとも、前回転用したところを使っていない理由、整合性がとれないとだめだと思います。</p>
	事務局長	<p>2年前の転用の話しは確認しないと分かりませんが、今回の話しは大口の注文に対応するには既存のストック場では手狭ということで、地主と交渉した結果、隣接している申請地を譲ってもらえることに</p>

会議事項	発言者	顛末
	長谷川委員	<p>なったので申請に及んでいます。</p> <p>〇〇さんの申請は知っている限り4回目です。前は国道沿いに駐車場も転用していますので。私が農作業しているときにもよくトラックを見かけますのでかなりの台数が動いていて、事業はしっかりしている様子は見受けられます。地元の話しでは、今後さらに敷地を広げていくような話も出ているようですので、問題ないようでしたら認めていただければと思います。</p>
	松原委員	<p>この会社は関東一円のホームセンターに出荷していますよね。先日〇〇市に行ったときにホームセンターに卸しているのを見かけました。</p>
	坂本委員	<p>最後に確認したいのですが、排水対策は大丈夫ですか。地下浸透ですか。</p>
	事務局長	<p>地下浸透です。舗装はしないで砂利敷きのようです。申請書には、問題が発生した際は責任をもって対応するという記載もあります。</p>
	議 長	<p>いろいろご意見がでましたが、採決に移りたいと思います。</p> <p>第24号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
	議 長	<p>賛成多数ということで、第24号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は3番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号3番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、昨年11月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地に</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>つきましては、11ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地は旧神川東部土地改良区による県営畑地帯総合農地整備事業の実施区域内になります。申請地の現況につきましては、多少草が生えておりましたが、適正に保全管理されており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地周辺には住宅等が点在しておりますが、整備された優良農地に接続していることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであるため、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇市のアパートに家族4人で暮らしておりますが、子どもの成長により手狭であるため、妻の父親が所有する申請地に自己用住宅を建設する目的での申請となります。詳しくは13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金はすべて借入金で対応とし、住宅ローン事前相談結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>松本委員 申請者は渡人の〇〇さんの二女の旦那さんです。長女は結婚して町外に出てしまいましたが、二女の夫婦が実家の隣に家を建てるものです。</p> <p>議長 それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>坂本委員 確認ですが、これは単純に除外案件の分家住宅だと思っておりますが、申請者が二女の旦那さんで、二女本</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 395 622 424">事務局長</p> <p data-bbox="501 491 591 520">議 長</p> <p data-bbox="501 778 591 807">事務局</p>	<p data-bbox="763 300 1249 328">人ではないですが大丈夫でしたっけ。</p> <p data-bbox="792 395 1189 424">そこは夫婦なので大丈夫です。</p> <p data-bbox="792 491 1599 520">ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。</p> <p data-bbox="792 539 1980 568">第24号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="837 587 987 616">〔全員挙手〕</p> <p data-bbox="763 635 2114 711">全員賛成ということで、第24号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は4番の説明をお願いします。</p> <p data-bbox="792 778 1335 807">申請番号4番についてご説明いたします。</p> <p data-bbox="763 826 2114 903">土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書4ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書14ページの位置図、15ページの案内図をご覧ください。</p> <p data-bbox="763 922 2114 999">申請地の現況につきましては、違反転用により駐車場として利用されておりましたが、申請前に原状回復されております。</p> <p data-bbox="763 1018 2114 1145">申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま。</p> <p data-bbox="763 1165 2114 1289">譲受人は町内に本店を構え、主にプラスチック成型機械の販売業を営む法人で、事業規模の拡大により駐車場が不足していることから、申請地に隣接する宅地を一体利用し、申請地を従業員や社用車の駐車場として使用する計画での申請となります。詳しくは16ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p data-bbox="763 1308 2114 1385">なお、転用に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第25号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について</p>	議長	<p>申請番号4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	佐藤委員	<p>16ページを見ていただいて、この申請地の西側には長年におわたって廃屋がありました。そこから申請地の東の土地までを譲受人が使用していて、地元の人も誰も農地だと思っていない場所でした。</p> <p>この辺りは土地改良前に宅地造成されたのですが、以前住んでいた方が2年程前に亡くなったようで、息子さんが相続して今回土地を処分することになったそうです。</p> <p>申請地の両隣は宅地なので、廃屋は既に壊され譲受人が倉庫を作る工事をしていますが、申請地は畑でしたので、原状回復して申請に及んだところです。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第24号議案4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第24号議案4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第25号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について を議題とします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定により、別冊基本構想の変更に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>経済観光課農政担当よりご説明いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	私から良いですか。一つ教えてください。町の農業振興地域は2, 262haとありまして、農地は1, 100haくらいだったと思うのですが、この2, 262haはどういうものですか。
	事務局	農業振興地域計画は「この範囲」と対象エリアを決めていますので、農地以外の土地も含んでいます。農地に限れば1, 100haくらいになると思います。
	坂本委員	2ページの「1戸あたりの平均耕地面積」はずっと前から80aですが、計算しているのですか。
	農政担当	計算して算出しております。正確には79.何aになりますが、変わっていません。
	佐藤委員	今まで「兼業農家」と言っていましたが「副業的農家」になったのは理由があるのですか。
	農政担当	兼業農家というのはサラリーマンなどメインの仕事を持つ方でしたが、副業的農家は農業センサスなども対象外になるような、耕地面積30a未満・農業収入50万未満の方が対象になります。
	佐藤委員	兼業農家という言葉は残らないですが、そういう方はどういう扱いになりますか。
	農政担当	普通に農家として扱われます。
	関根委員	4ページ4番の新規就農者3人の内訳は分かりますか。
	農政担当	梨農家と花卉栽培の方です。新規就農の補助金で委員会へ意見照会した方になります。

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項 その他 閉会	坂本委員	利用権設定もだいぶ変わりますね。
	農政担当	人・農地プランから地域計画に変わるのに合わせていろいろ変わります。利用権設定は令和7年以降新規や更新はできなくなって中間管理事業に集約されます。
	議長	よろしいですか。他に無いようなので採決に入ります。 第25号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第25号議案については異議なしと回答いたします。
	議長	以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 続きまして、協議・報告事項について事務局よりお願いします。
	事務局	・2アール未満の農地を農業用施設に供する届出について（大字新里）
	議長	最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	・第9回農業委員会総会について
	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。